

PERSONAL TRAINING GYM ANT.

会員・ビジター規約

(定義)

第1条 本規約によって定める条項は PERSONAL TRAINING GYM ANT. (以下「ANT.」という)と業務受託先が運営するすべての施設 (以下総称して「本クラブ」という) に適用されるものとします。

(目的)

第2条 本クラブは、会員・ビジターがパーソナルトレーニングの受講、また、本クラブの施設を利用し、会員の美と健康の維持・増進を図ることを目的とします。

(会員制度)

第3条 本クラブは、会員制とビジター制とします。

2.本クラブに入会される方は、各種手続きにあたり、正確な情報を記載しなければなりません。

3.本クラブは、会員・ビジターの種類を設定または廃止することがあります。

(入会資格)

第4条 本クラブの入会資格は、以下のとおりとします。

①本規約および本クラブの諸規則を遵守する方 (なお未成年の場合は、親権者の同意を必要とします)

②暴力団関係者でない方

③医師等により運動を禁じられておらず、本クラブの利用に支障が無いと自己責任において申告された方 (妊娠中の方も同様とします)

⑤伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有しない方

⑥ANT.が適当と認めた方

(諸規則の遵守)

第5条 会員・ビジターは、本規約、確認書および本クラブが定める諸規則を遵守しなければなりません。

2.施設の利用にあたっては、本クラブの指示に従わなければなりません。

(入場の禁止および退場)

第6条 本クラブは、以下の各項に該当する方の入場を禁止または退場を命じることができます。

①暴力団関係者

②本規約および本クラブの諸規則を遵守しない方

③医師等により運動を禁じられている方

④医師等により運動を禁じられている妊娠中の方

⑤伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方

- ⑥酒気を帯びている方
- ⑦会社が不適当と認めた方
- ⑧その他本クラブの施設を利用することが困難であると会社が認めた方

(退会・休会・コース変更)

第7条 会員が自己都合により本クラブを退会する場合は、利用終了月の10日まで、休会する場合は、休会月前月の10日までに、ANT.所定の書面により手続きを完了しなければなりません。(電話では退会・休会手続きは完了いたしません。)なお、退会手続きにおいては、会員が死亡した場合でも親族またはこれに準ずる者からの退会届が必要です。ただし、会員は、転勤・転居・怪我・病気等の場合に限り、利用終了月の11日から末日までの期間であっても2,000円+消費税の手数料を支払うことで、退会手続きをすることができます。

- 2.前項の手続き後、退会届に記載の退会日をもって退会とします。
- 3.会費、利用料等が未納の場合は、第1項の退会届の提出までに完納しなければなりません。
- 4.退会・休会月の会費は、月の途中でであっても、これを全額支払わなければなりません。
- 5.会員が自己都合により会費(料金・キャンセル料)を3ヶ月間以上滞納した場合は、退会扱いとします。ただし、滞納分については全額支払わなくてはなりません。 ビジターも同様とします。
- 6.会員は、利用休会月から、第12条5項に該当するものとします。

(諸手続き)

第8条 会員が入会手続き時に申請した内容に変更があった場合は、速やかに変更手続きをしなければなりません。

2.ANT.より会員の住所あてに通知する場合は、会員から届け出のあった最新の住所宛に行ない、ANT.は通知の未達等以後の責を負いません。

(会員資格・利用資格の停止および除名)

第9条 ANT.は、会員・ビジターが以下の各号の一に該当するときは、当該会員の会員資格(または、利用資格)を一定期間停止または除名し、本クラブ利用契約を解除することができます。

- ①ANT.または本クラブの名誉、信用を傷つけたとき
- ②本規約その他 ANT.の定めた諸規則に違反したとき
- ③会費その他の債務を滞納し、ANT.からの催告に応じないとき
- ④会社に対し虚偽の申告をし、または重大な事実を隠匿したことが判明したとき
- ⑤本クラブの運営秩序を乱し、または乱すおそれがあると ANT.が認めたとき
- ⑥他の会員やお客様に迷惑となる行為をしたと ANT.が認めたとき
- ⑦その他、会員としてふさわしくない言動があったと、ANT.が認めたとき
- ⑧本クラブ入会后、暴力団等の反社会的勢力に関与したと ANT.が認めたとき

2.前項による会員資格の停止または除名を受けた会員・ビジターは、その後本クラブの運営するすべての

施設に入会および立ち入ることができないものとします。

(資格喪失)

第 10 条 会員は、以下の場合にその資格を喪失します。

- ①退会
- ②死亡または解散
- ③除名
- ④運営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき

(会員資格の譲渡)

第 11 条 本クラブの会員資格は、本人限りとし、譲渡または相続その他の包括的な承継をすることができません。

(会員制への入会金、事務手数料、会費、休会費および利用料)

第 12 条 入会金および事務手数料は、ANT.が別に定める金額とし、会員は入会時にこれを支払わなければなりません。入会金の有効期間は退会時までとし、入会金および事務手数料は、理由の如何を問わずこれを返還しません。

- 2.会員は、ANT.が別に定める金額の月会費を、会社所定の方法で支払うものとし、会員が申告した利用開始日後、既納の会費は利用の有無を問わずこれを返還しません。
- 3.会員は、利用の有無にかかわらず、退会月までの会費を支払わなければなりません。
- 4.ANT.は、会員が本クラブを利用するにあたり、利用の都度別に定める金額の支払いを求めることができます。
- 5.会員は、休会時、ANT.が別に定める金額の休会費を、ANT.所定の方法で支払うものとし、会員が申告し休会開始日後、既納の休会費は理由の如何を問わずこれを返還しません。

(会員制への入会金、事務手数料、会費、休会費および利用料等の改定)

第 13 条 ANT.は、別に定める入会金、事務手数料、会費、休会費および利用料等を改定することができます。この場合、入会金については、新たに入会する会員から適用します。

- 2.前項の改定を行なう場合、会社は 1 か月前までに会員に告知するものとします。
- 3.ANT.は、キャンペーンまたはセール等の日程、期間および内容につき事前に会員に告知する義務を負わないものとします。

(予約キャンセル)

第 14 条 当日のパーソナルセッションおよびセミナー等の予約のキャンセルについては、ANT.に過失がある場合を除き、パーソナルセッション 1 回分、またはその予約時の料金分のキャンセル料金が発生します。(会員制の方は、パーソナルトレーニング 1 回分のカウントとします)

(営業日および営業時間)

第 15 条 本クラブの営業日および営業時間については、別に定めます。

(施設の利用制限)

第 16 条 ANT.は、セミナー等の諸行事または本クラブの管理もしくはその他会社が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。

(ビジター)

第 17 条 本クラブはビジター利用をすることができます。ただし、ビジターが本規約第 6 条の各項に該当する場合、ビジターの入場を禁止することができます。

2. ビジターは、本クラブ利用に際し、ANT.が別に定める利用料(受講料)を支払わなければなりません。

(会員以外の施設の利用)

第 18 条 ANT.は、特に必要と認めた場合、会員以外の方に本クラブの施設を利用させることができます。

(休業)

第 19 条 ANT.は、以下の理由により施設の全部または一部を休業することがあります。

①気象、災害、その他やむをえない理由等により ANT.が営業を行うことが妥当でないと認めたとき

②警報・注意報などにより ANT.が営業を行うことが妥当でないと認めたとき

③施設の点検、補修または改修をするとき

④法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他やむをえない理由が発生したとき

⑤年末年始、春季、夏季の一定期間の休業、その他 ANT.の都合により ANT.が休業を必要と認めるとき

2.本条第 1 項第 3 号から第 5 号に定める事由による休業を行う場合、ANT.は 2 週間前までに会員に告知するものとします。

3.本条第 1 項第 1 号および第 2 号の事由による休業を行う場合、ANT.は会員に事前告知することを要しないものとします。

(事故発生)

第 20 条 本クラブで会員本人または第三者に生じた人的物的事故については、ANT.に故意または過失がある場合を除き、ANT.は一切の損害賠償の責を負いません。ビジターについても同様とします。

(盗難および紛失)

第 21 条 会員およびビジターが本クラブの利用に際して生じた盗難および紛失については、ANT.に故意または過失がある場合を除き、ANT.は一切の損害賠償の責を負いません。

(忘れ物、拾得物の取り扱いおよび拾得物の拾得者の権利放棄)

第 22 条 本クラブにおける忘れ物について、会員・ビジターは、ANT.で定める一定期間経過後に一切の権利を放棄したものとし、本クラブにて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合、本クラブは、期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

(会員の損害賠償責任)

第 23 条 会員が本クラブ内において自己の責に帰すべき事由により、ANT.または第三者に損害を与えた場合は、会員はその賠償の責に任ずるものとします。ビジターについても同様とします。

(解散)

第 24 条 ANT.は、やむをえない理由による場合には、3ヶ月前の予告をすることにより本クラブを解散することができます。

2.解散の理由が天災地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。

3.本クラブ解散の場合、ANT.は会員・ビジターに対し、特別の補償は行いません。

(通知方法)

第 25 条 本規約および ANT.の諸規則に関する通知または予告は、1ヶ月前までに掲示またはホームページに掲載する方法により行い、これにより、すべての会員・ビジターはその予告を受けたものとみなします。ただし、重要な事項に関する通知または予告は個別通知を行います。

(本規約その他の諸規則の改正)

第 26 条 ANT.は、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営・管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員・ビジターに適用されます。

(発効)

第 27 条 本規約は、2024 年 10 月 1 日より発効します。